

小浜市国土強靱化地域計画

令和3年3月策定

(令和4年3月改訂)

(令和5年3月改訂)

(令和6年3月改訂)

〈目次〉

1	計画策定の趣旨・位置づけ・期間	1
(1)	計画策定趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	1
2	強靱化の考え方	2
(1)	基本目標	2
(2)	事前に備えるべき目標	2
3	本市の地域特性	3
(1)	地勢	3
(2)	気候	3
(3)	交通	3
(4)	人口推移	3
4	想定する自然災害と被害	4
(1)	地震	4
(2)	津波	4
(3)	風水害	4
(4)	雪害	4
5	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
6	脆弱性の評価・推進方針・重要業績評価指標（KPI）	6
(1)	あらゆる自然災害に対しての人命保護	6
(2)	救助・救急、医療活動の迅速な対応	12
(3)	行政機能の確保	13
(4)	経済活動の維持	14
(5)	ライフライン（電気、上下水道、交通網等）、情報通信機能等の確保	15
(6)	迅速な再建・回復	16
7	計画の推進と見直し	18
(1)	計画の推進体制	18
(2)	推進管理	18
(3)	計画の見直し	18

1 計画策定の趣旨・位置づけ・期間

(1) 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平成 25(2013)年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、基本法という。)を制定し、平成 26(2014)年 6 月に、同法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定した。

本市においても、法の趣旨を踏まえ、いかなる災害が発生しようとも、最悪な事態に陥ることを避けるために、本市が講じるべき防災・減災対策の指針となる「小浜市国土強靱化地域計画」を策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市の強靱化に関する施策を推進するための計画とする。

また、本計画は、大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に向けた施策を推進するための総合的な計画であり、本市における国土強靱化に関しては、本市のまちづくりの最上位計画である第 6 次小浜市総合計画との整合を図りながら、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とするものである。

なお、地域防災計画をはじめとする本市の各種関連計画については、国土強靱化地域計画の観点から見直しを行い、必要な施策を具体化することとする。

(3) 計画期間

令和 3 年度(2021 年度)から令和 7 年度(2025 年度)の 5 年間とする。

計画期間内であっても、国の動向や社会情勢等の変化等にあわせ、必要に応じて見直しを行う。

2 強靱化の考え方

国の基本計画との調和を図るため、次の4つの「基本目標」と、6つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られる
- ②市政および社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③市民の財産および公共施設への被害を最小化する
- ④迅速な復旧・復興を可能にする

(2) 事前に備えるべき目標

- ①あらゆる自然災害に対しての人命の保護
- ②救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- ③行政機能の確保
- ④経済活動の維持
- ⑤ライフライン（電気、上下水道、交通網等）、情報通信機能等の確保
- ⑥迅速な再建・回復

3 本市の地域特性

(1) 地勢

福井県の南西部に位置し、北は国定公園の指定を受けた日本海で唯一の長いリアス海岸を有する若狭湾に面し、南は東西に走る京都北部の山岳地帯で一部は滋賀県とも接している。市内には、北川、南川の2大河川が流れており、中央部の田畑を潤しながら市街地を通り、小浜湾に流入している。

(2) 気候

日本海に面し、冬は北西からの季節風の影響を受け、雨・雪が多く、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されている。一方、夏は晴れる日も多く、気温が高くなる傾向がある。平均気温は15.6℃、年間降水量は2146.5mm（ともに気象庁令和2年観測データ）となっている。

(3) 交通

主要な公共交通として、敦賀市と京都府舞鶴市を結ぶJR小浜線が東西に横断している。

道路網は、高速道路敦賀JCTと吉川JCTを結ぶ舞鶴若狭自動車道をはじめ、JR小浜線と並行する国道27号、滋賀県高島市に通じる国道303号、京都府南丹市を経て京都市へと通じる国道162号、おおい町を経て高浜町へと通じる若狭西街道など、広域的な道路交通網が整備されている。

バス網は、JR小浜駅を中心に、路線バス（あいあいバス）が放射状に市内各所を走るほか、滋賀県JR湖西線近江今津駅と接続する若江線、おおい町名田庄と接続する流星号が運行されている。

(4) 人口推移

本市の人口は、昭和55(1980)年以降減少傾向にあり、平成27(2015)年に29,670人で、3万人を下回った。自然増減、社会増減ともにマイナスが続いている。

人口を年齢3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）別にみると、平成27(2015)年では、年少人口が12.9%で依然減少傾向にある一方で、老年人口は30.9%と増加が続いており、少子高齢化が進んでいる。

また、これまで増加傾向にあった世帯数についても、平成22(2010)年をピークに減少に転じており、今後、空き家の増加などが加速する恐れがある。

4 想定する自然災害と被害

本市において想定される自然災害については、昭和 28(1953)年の台風 13 号や平成 25(2013)年の台風 18 号等過去に発生した大規模自然災害を踏まえ、市民生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の 4 つの自然災害を想定する。

(1) 地震

福井県地震被害予測調査(H23)結果のうち、本市に最も影響を与える断層帯によるケースを想定する。

(想定される被害) 浦底-柳ヶ瀬山断層 マグニチュード 7.2
死者 3 名 重傷者 3 名 軽傷者 18 名
(福井県地震被害予測調査業務報告書より)

(2) 津波

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定(R2)結果のうち、本市に最も高い津波が到達するケースを想定する。

(想定される被害) F 49 断層 マグニチュード 7.39
地点 泊付近
最大津波高 5.5m (T.P.m)
最大津波到達時間 46 分
(令和 2 年 10 月 30 日 福井県公表)

(3) 風水害

国または県の河川整備計画で設定する、過去最大級の大雨を想定する。

(過去の発生状況) 280.0mm (昭和 47 年 9 月 13 日) 昭和 47 年 台風 20 号
267.0mm (昭和 28 年 9 月 25 日) 昭和 28 年 台風 13 号
253.5mm (平成 25 年 9 月 16 日) 平成 25 年 台風 18 号

(4) 雪害

過去に発生した大雪による雪害を踏まえて、最大積雪深を想定する。

(過去の発生状況) 135cm (昭和 59 年 2 月 9 日)
94cm (昭和 59 年 1 月 31 日)
80cm (平成 29 年 2 月 11 日)

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている 35 項目の起きてはならない最悪の事態（以下、「リスクシナリオ」という。）に基づき、本市の地域特性を踏まえて、以下の 21 項目を設定した。
新計画（案）

事前に備えるべき目標	No	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対しての人命の保護	1	大規模地震等による住宅・建物倒壊や多数の死傷者の発生
	2	大規模津波等による多数の死者の発生
	3	大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅建物等の倒壊
	4	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	6	情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大
	7	市街地での大規模火災の発生
	8	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応	9	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	10	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	11	災害等による医療機能麻痺や避難所等における疾病・感染症等の大規模発生
3 行政機能の確保	12	行政機関の施設・職員の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動の維持	13	人材・資源の寸断による企業等の経済活動の停滞
	14	有害物質の大規模拡散・流出
	15	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
5 ライフライン（電気、上下水道、交通網等）、情報通信機能等の確保	16	ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	17	交通ネットワークの機能停止
	18	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止
6 迅速な再建・回復	19	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	20	道路啓開*等の復旧を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	21	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

* 啓開 | 緊急車両等の通行のため、最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。

* 旧目標 7 は、新計画 1～6 に反映

6 脆弱性の評価・推進方針・重要業績評価指標（KPI）

国が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本市における評価を実施した。

リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について分析、評価を行った。

この脆弱性の評価結果に基づき、今後推進すべき施策を定めるとともに、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、必要に応じて重要業績評価指標（KPI）を設定した。

また、効果的かつ効率的に施策を推進するため、21項目のリスクシナリオのうち、影響の大きさ、緊急性等の観点から特に重点的に取り組むべき12項目を選定した。選定した項目については、以下のリスクシナリオのタイトルに【重点項目】を表示している。

1 あらゆる災害に対しての人命の保護

【重点項目】

No. 1 (1-1) 大規模地震等による住宅・建物倒壊や多数の死傷者の発生

脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建築された木造住宅に居住している市民に対して、耐震化の必要性と支援制度について一層の周知が必要である。 ・既存建築物、特に木造住宅について、耐震性を向上する必要がある。 ・ブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、危険ブロック塀等の除却、建て替えを推進する必要がある。 ・屋根瓦の脱落による被害を防ぐため、告示基準に満たない瓦屋根の耐風性能強化を推進する必要がある。 ・住宅セーフティネットの根幹である市営住宅の耐震化を推進する必要がある。 ・空き家の倒壊等による被害を防ぐため、管理不十分な空き家等の除却を推進する必要がある。 	<p>◆住宅・建築物等の耐震化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している市民に対して、市は耐震化の必要性と支援制度を一層周知し、耐震化を促進する。また、告示基準に満たない瓦屋根の耐風性能強化を推進する。 <p>重点事業：小浜市木造住宅耐震診断等促進事業 ：小浜市木造住宅耐震改修促進事業 ：小浜市ブロック塀等の安全対策事業 ：小浜市瓦屋根安全対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「小浜市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の耐震化を推進する。 ・「小浜市空家等の適正な管理に関する条例」および「小浜市空家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理を促すとともに、国の空き家対策総合支援事業を活用し、危険な空き家等の除却を推進する。 <p>重点事業：小浜市空家等対策事業</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所や庁舎等、「防災上重要な建築物」について耐震性を確保する必要がある。 ・社会福祉施設の倒壊等による被害を防ぐため、耐震性を確保する必要がある。 ・災害から一時的に難を逃れるため、緊急避難場所を整備する必要がある。 ・被害拡大を防止するため、災害時に地域が一体となって安否確認や救出など、自助・共助の体制を整える必要がある。 	<p style="text-align: center;">：小浜市空家等除却支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災上重要な建築物」に指定された施設等について、計画的に耐震診断を実施するとともに、必要に応じ順次耐震改修を実施する。 ・災害時には、協定締結先と連携して建築物の倒壊や落下等の危険性を判定し、二次災害を防ぐことで、市民の安全を確保する。 ・老朽化した社会福祉施設について計画的に耐震化や改修、建て替えを促進する。 重点事業：聖ルカ乳児保育園の保育施設等整備事業（R5） 介護施設等整備事業補助金交付事業（R5～） <p>◆<u>避難場所等の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の迅速な開設と適切な避難誘導を行うための管理体制を整備する。 <p>◆<u>地域防災力の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織づくりを早急に推進するとともに、必要となる防災資機材等の助成を行う。
<p>重要業績評価指標（KPI）</p> <p>■市営住宅の耐震化率 38.0%（R1） ⇒ 43.0%（R7）</p>	

No. 2（1-2）大規模津波等による多数の死者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・漁港のほか護岸、堤防等の海岸保全施設の適切な維持管理が必要である。 ・津波と高潮が重なるなど最悪の事態を想定し、警戒避難体制の強化が必要である。 	<p>◆<u>海岸保全</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港のほか護岸・堤防等の海岸保全施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新を実施する。 <p>◆<u>警戒避難体制の強化・避難所の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ短時間での避難を可能とするため、緊急避難場所や地域の自主開設避難所の

<ul style="list-style-type: none"> ・津波到達時間が短い地域の住民をはじめ、要配慮者*が、大規模津波発生時に迅速かつ確実に避難できる必要がある。 	<p>整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒避難体制の整備強化を推進する。 <p>◆住民等への情報伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設において、防災体制に関する事項等を定めた避難確保計画の作成とそれに基づく避難訓練の実施を促進する。 ・新たに指定された津波災害警戒区域に基づいた津波ハザードマップを市民に周知するとともに、避難訓練等の実施をすすめ、津波に対する市民の危機管理意識の向上を図る。また、浸水の恐れのあるエリアの建築物の防災対策を図る。
<p>重要業績評価指標（KPI）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域防災マップの作成団体数 無し（R1） ⇒ 50 団体（R7） ■市管理の漁港・海岸保全施設の長寿命化実施数（累計） 5 箇所（～R1） ⇒ 7 箇所（R7） 	

* 要配慮者 | 避難時に一定の配慮を要する高齢者、障がい者（児）、児童生徒、妊婦、乳幼児等と定義する。

<p>【重点項目】</p> <p>No. 3（1-3）大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、住宅建物等の倒壊</p>	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大雪時の公共交通（JR西日本・あいあいバス運行協会・大和交通・西日本JRバス）の運行を確保するため、事業者や県等と連携体制を強化する必要がある。 ・大雪時においても、列車の全面運休を回避できるように、JR西日本は、積雪に関する情報をきめ細やかに除雪計画を策定して運行計画を立てる必要がある。 ・バス運行に必要な道路幅員を確保するため、バス事業者（あいあいバス運行協会・大和交通・西日本JRバス）は、危機管理に対する対応の見直しや、道路管理者との情報共有を徹底する必要がある。 ・除雪作業を迅速かつ円滑に安全第一に実施するため、適切な除雪機械を配備し、交通の確保を図ることが必要。 	<p>◆公共交通の運行確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供できる体制を整備する。 ・JR西日本は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確かな除雪計画を策定し、部分開通などの柔軟な運行に努める。 ・バス事業者（あいあいバス運行協会・大和交通・西日本JRバス）は、雪害等の運行体制など今後の対応方針を見直すとともに、小浜市除雪会議等において、道路管理者との情報共有を徹底する。 <p>◆除雪体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雪時における重要路線の交通を確保する。（関係機関との連携）

<ul style="list-style-type: none"> ・除雪作業は、自助・共助が基本となることから、市民一人ひとりの理解と協力が得られるよう、周知と啓発を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪に対する市民への理解と協力について周知する。
重要業績評価指標（K P I） ■融雪消雪装置の設置距離（市道） 2.5km（R1） ⇒ 2.7km（R7）	

【重点項目】 No. 4（1-4）台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨等に伴う河川の氾濫・大規模水害を未然に防ぐため、浸水危険地域の河川整備・浚渫を早急に進める必要がある。 ・福井地方気象台では、大雨警報等の防災気象情報や、国・県が管理する河川について指定河川洪水予報を発表しており、これらの情報と洪水ハザードマップを活用して、市民に対し防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、水害に対する危機管理意識を向上する必要がある。 ・大規模災害が発生した際、要配慮者の避難について、適切かつ円滑に行えるよう、支援体制を整備する必要がある。 ・市街地および市街地周辺地区における雨水排水施設の整備を図り、浸水被害の軽減および解消を目的に事業を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>流域治水対策の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者が行う従来の河川整備や維持管理に加え、流域に関わるあらゆる関係者が一体となってハード・ソフト両面から治水対策を推進する。 ◆<u>浸水想定区域の周知</u> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップを適宜見直すとともに、市民への周知を強化し、避難訓練等の実施をすすめる、水害に対する市民の危機管理意識の向上を図る。 ◆<u>避難体制の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、要配慮者への支援が地域の中で確実に行われるよう、避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進に努める。 ・要配慮者利用施設において、防災体制に関する事項等を定めた避難確保計画の作成とそれに基づく避難訓練の実施を促進する。 ◆<u>雨水排水施設の整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の軽減および解消を目的に、計画的に雨水排水施設の整備を実施する。 重点事業：水取排水区浸水対策事業（R5～）
重要業績評価指標（K P I） ■地域防災マップの作成団体数 無し（R1） ⇒ 50団体（R7）（再掲） ■浸水対策に向けた整備中の雨水渠のうち、整備が完了した延長の割合（千種排水区）26.6%（R1）⇒46.6%（R7） ■避難確保計画作成率 100%（R7）	

【重点項目】	
No. 5 (1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森林づくりを進める必要がある。 ・ 福井地方気象台が発表する大雨警報等の防災気象情報や、土砂災害ハザードマップを活用して、市民に対し防災情報の収集・伝達の方法や避難行動等について周知し、土砂災害に対する危機管理意識を向上する必要がある。 ・ 大規模災害が発生した際、要配慮者の避難について、適切かつ円滑に行えるよう、支援体制を整備する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>森林の保全・整備の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防堰堤の整備や急傾斜地崩壊対策等を推進する。 ・ 荒廃した森林の復旧、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設の整備や森林整備を推進する。 ◆<u>避難体制の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害ハザードマップを用いた避難訓練等の実施をすすめ、土砂災害危険箇所や避難経路の周知および市民の危機管理意識の向上を図る。 ・ 災害時に、要配慮者への支援が地域の中で確実に行われるよう、避難行動要支援者の個別避難計画策定の促進に努める。 ・ 要配慮者利用施設において、防災体制に関する事項等を定めた避難確保計画の作成とそれに基づく避難訓練の実施を促進する。
<p>重要業績評価指標（K P I）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■土砂災害警戒指定区域内の対策事業完了数（累計） 80件（R1） ⇒ 86件（R7） ■地域防災マップの作成団体数 無し（R1） ⇒ 50団体（R7）（再掲） ■避難確保計画作成率 100%（R7）（再掲） 	

【重点項目】	
No. 6 (1-6) 情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するための情報伝達手段を整備確保することが必要である。 ・ 大規模災害が発生した際、要配慮者の避難について、適切かつ円滑に行えるよう、支 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>住民への情報伝達</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線やCATV、広報車、防災メール、インターネット等多種多様な情報伝達手段を整備する。 ・ 指定避難所等における情報伝達手段の整備・拡充を推進する。 ・ 避難行動要支援者の名簿の作成と管理を適正に行うとともに、支援者等による避難支援体

援体制を整備する必要がある。	制を整備する。 ・各種ハザードマップの活用やマイ・タイムラインの作成等、災害リスクについて平時より備えることができるよう、市政広報や地域・施設への出前講座の実施等により、防災知識の普及啓発と防災意識の向上を図る。
重要業績評価指標（K P I）	
■自主防災組織の結成団体数	112 団体（R1） ⇒ 148 団体（R7）
■防災メールの登録者数	1392 件（R1） ⇒ 1900 件（R7）

【重点項目】	
No. 7（1-7）市街地での大規模火災の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模火災に対応するため、消防力を計画的に強化していく必要がある。 ・地域防災の中核である消防団を強化するため、必要な人員を確保するとともに、装備や教育訓練を充実する必要がある。 ・建物火災の発生防止や火災による被害の軽減を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>防火・消火体制の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両や防火水槽などの消防水利の整備を計画的に行う。 ・消防法に基づく消防設備の整備点検等を推進する。 ◆<u>地域防災力の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災の中核である消防団員の確保と知識、技術の向上および装備等の充実を図る。 ・防火に関する幅広い広報活動を通じ、市民や事業所に対する防火意識の高揚を図る。

No. 8（1-8）ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・砂防ダム等の防災施設の老朽化を防ぎ、損壊・機能不全による二次災害が発生しないようにする必要がある。 ・各施設との緊急連絡体制等を確立していく必要がある。 ・防災行政無線等の損壊を想定し、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>防災施設の耐災害性・連携体制の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・防災施設の計画的な点検、整備、更新等を図る。 ・各施設との緊急連絡体制を整え、平時から通信訓練等を行い、連携を強化する。 ◆<u>住民への情報伝達</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に適切な情報を正確かつ迅速に伝えるための情報伝達手段を充実する。

<ul style="list-style-type: none"> ・被害拡大を防止するため、災害時に地域が一体となって安否確認や救出など、自助・共助の体制を整える必要がある。 	<p>◆<u>地域防災力の強化</u></p> <p>地域防災力の強化を図るため、自主防災組織への支援を強化する。</p>
--	---

2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応

【重点項目】	
No. 9 (2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・物資の流通と受援体制を確保するため、本市と関西を結ぶ舞鶴若狭自動車道の整備を促進する必要がある。 ・物資供給、物資搬送に関して各種団体と締結している災害時応援協定の実効性を向上させるとともに、民間事業者との協定締結をより一層進める必要がある。 ・自治体等の応援物資の受入れを迅速かつ効果的に行う必要がある。 	<p>◆<u>インフラ整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴若狭自動車道の早期の全線4車線化を促進する。 <p>◆<u>非常用物資の備蓄</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時から大規模災害に備えて計画的な物資の備蓄を行う。 <p>◆<u>物資供給等に関する連携体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資調達・輸送調整等支援システムにより、国・県からの支援体制を整備する。 ・民間事業者との物資供給に関する災害協定の締結を推進する。 ・災害時における受援計画を策定し、自治体等からの応援物資の受入体制を整備する。

No. 10 (2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等による交通ネットワークの断絶が及ぼす地域の孤立を防ぐため、本市が管理する幹線道路の耐災害性の向上や土砂災害警戒区域等の対策を進める必要がある。 ・孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する必要がある。 	<p>◆<u>インフラ整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行確保のため、待避所および道路改良計画を進める。 <p>◆<u>経路啓開体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落までの経路を速やかに啓開できる体制を構築する必要がある。

重要業績評価指標（K P I）

- 土砂災害警戒指定区域内の対策事業完了数（累計） 80件（R1）⇒ 86件（R7）
- 土砂災害警戒指定区域内の道路改良距離 0km（R1）⇒ 2.19km（R7）

No. 11（2-3）災害等による医療機能の麻痺や災害と感染症の同時発生による対応機能低下

脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に救護所を速やかに設置し、医療従事者による応急医療を行うため、協定を締結している小浜医師会等関係者との連携を強化し、迅速かつ適切な処置を行う必要がある。 ・避難所において、保健師等による被災者の健康調査を迅速に実施できる体制を整備する必要がある。 ・避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する必要がある。 ・避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、簡易間仕切り等の資機材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資機材等の備蓄に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・小浜医師会や県などの関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療や患者の搬送、健康調査、医療品等の授受ができる体制を整備する。 ◆疾病・感染症対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を推進する。 ・避難所における感染症の発生・まん延を防ぐため、簡易間仕切り等の資機材の配備と使用方法の周知を図るとともに、感染症等に対応する防護資機材等の備蓄を強化する。

重要業績評価指標（K P I）

- 麻しん・風しんワクチンの予防接種率（1期・2期の平均） 96.2%（R1）⇒ 100%（R7）

3 行政機能の確保

【重点項目】

No. 12（3-1）行政機関の施設・職員の被災による機能の大幅な低下

脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づき、業務継続のための資源を確保し、平常時から非常時優先業務実施の体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政の業務継続体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画について、適宜、職員に内容の再確認を促し、意識づけを行い、各部署が発災時に的確に自律的に行動できるよう、計画の実効性等の定期的な点検と是正を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時、本市のみの対応で業務の継続に支障をきたす場合を想定し、非常時に応援を要請する自治体を各分野で確保する必要がある。 	<p>◆<u>応援・受援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時、他の自治体への速やかな応援要請ができるよう、受援計画を策定し、受入体制を構築する。
<p>重要業績評価指標（K P I）</p> <p>■避難所の耐震化率 83%（R1） ⇒ 95%（R7）</p>	

4 経済活動の維持

No. 13（4-1）人材・資源の寸断による企業等の経済活動の停滞	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても企業活動が停滞しないよう、小浜商工会議所をはじめとする関係団体との協力体制を構築するとともに、企業における業務継続計画の策定を促進する必要がある。 	<p>◆<u>企業の業務継続計画策定の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小浜商工会議所をはじめとする関係団体と連携し、企業の業務継続計画の策定を促進する。

No. 14（4-2）有害物質の大規模拡散・流出	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、事業所における未然防止対策や事故防止策の啓発・指導を推進する必要がある。 	<p>◆<u>有害物質の漏えい対策の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、防止策等について啓発・指導する。また、有害物質の漏えい等に備え、有害物質・危険物貯蔵事業者からの緊急連絡体制および漏えい発生時の迅速な処理体制を構築する。

【重点項目】	
No. 15（4-3）農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクに対応した農業用施設等の保全管理や機能強化を推進する必要がある。 ・農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。 	<p>◆<u>農業用施設の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設等について、計画的に診断を実施し、個別施設毎の機能保全計画（長寿命化計画）の策定により、最適な時期の補修・更新を推進する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃地や災害の危険性の高い森林において、災害に強い森林づくりを進める必要がある。 ・ 地域の主体性や地域力を活かした農地や農業水利施設等の適切な保全管理を促すとともに、地域の自発的な防災復旧活動の体制整備を推進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>森林等の保全・整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した森林の復旧、また、土砂崩れ等の山地災害を未然に防止するために、治山施設の整備や森林整備を推進する。 ◆<u>農地等の保全・整備</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地・農業水利施設等の保全管理や復旧等を行う地域共同での活動実施体制を強化する。 ・ 地域コミュニティによる農地および農業用施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するための共同活動を推進する。
<p>重要業績評価指標（K P I）</p> <p>■年間の森林整備面積 95.5ha（R1） ⇒ 135.0ha（R7）</p>	

5 ライフライン（電気、上下水道、交通網等）、情報通信機能等の確保

【重点項目】 No. 16（5-1）ライフライン（電気、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の電力の長期供給停止を防ぐ必要がある。 ・ 大規模災害においても安定した給水や汚水処理機能を維持するために、主要な上下水道施設の耐震化と更新を計画的に進める必要がある。 ・ 大規模災害時には、市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体等との協力体制を構築する必要がある。 ・ 環境衛生施設について、災害発生時の長期機能停止を防ぐ必要がある。 ・ 市施設で処理できない事態に備え、他自治体および民間事業者との協力体制を構築する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>電力・燃料等の供給確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の長期供給停止を防ぐため、電力事業者との連携を強化する。また、V P P（バーチャルパワープラント）*実証について、実効性を検証する。 ・ 上下水道の重要施設（水源、配水池、浄化センター、中継ポンプ場、基幹管路等）の計画的な耐震化と長寿命化を推進する。 ◆<u>関係機関との連携強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体等と連携した応急給水・応急復旧体制を構築する。 ◆<u>衛生施設の稼働確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から計画的処理を行い、機能停止した際も3日間程度のごみが貯留できる体制を整える。 ・ 嶺南西部4市町連携による広域ごみ処理体制の整備を推進する。 <p>重点事業：廃棄物処理広域化推進事業</p>

*VPP | 小規模再生エネルギー発電設備（太陽光発電や蓄電池、電気自動車等）をまとめて制御・管理し、地域の発電・蓄電・需要をコントロールする仕組み。蓄電池等から双方向で電気を送ることにより、需要と供給を調整し、地域内でエネルギーを供給する支えあう社会をめざすもの。

【重点項目】	
No. 17 (5-2) 交通ネットワークの機能停止	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や施設周辺において、地震や水害、土砂災害、雪害対策等を推進する必要がある。 ・災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保するため、交通事業者による業務継続計画の策定が必要である。 ・鉄道不通時の代替機能を確保するため、代替輸送手段について関係機関との連携を進める必要がある。 ・災害時における道路の寸断が予想されることから、道路交通の確保が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>公共交通の運行確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や周辺施設において、耐災害性を強化する。 ・災害時においても、市民や観光客などの移動手段を確保し、緊急輸送を円滑に実施するため、交通事業者との連携を強化するとともに、業務継続計画の策定を促進する。 ・鉄道不通時の代替機能の確保等必要な情報の連絡体制等について、関係機関において、マニュアル化を図る。 ◆<u>地域防災力の強化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における民間団体との協定により、道路交通網を迅速に確保する。

No. 18 (5-3) 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎や消防庁舎等の災害対策拠点施設に3日間分（約72時間分）の非常用電源を確保する必要がある。 ・大規模災害時における業務継続のため、福井県石油業協会若狭支部をはじめ、（一社）福井県LPガス協会若狭支部等からの優先提供を含め、3日間（約72時間）稼働可能な燃料を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>庁舎等の電力・燃料の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電装置を避難所等に整備する。 ・防災上重要な施設について、災害時には協定により燃料の優先供給を受けるとともに、電気事業者が電力復旧を優先的に行えるよう、平時から情報提供と連絡体制を整える。

6 迅速な再建・回復

No. 19 (6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針

<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、速やかな復旧を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。 ・大規模災害発生時の災害廃棄物処理を想定し、収集運搬体制や仮置き場の確保、他市町や団体との連携、市民への広報手段を構築する必要がある。 	<p>◆<u>災害廃棄物処理計画の策定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の計画と整合性を図りながら収集運搬体制や仮置き場の確保等を盛り込んだ計画を策定する。
<p>重要業績評価指標（K P I）</p> <p>■災害廃棄物処理計画の策定 未策定（R1）⇒ 策定（R7）</p>	

No. 20（6-2）道路啓開等の復旧を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・災害（雪害含む）の発生に備え、関係団体との災害時における応急対策に関する協定を締結しており、市民生活を支える社会資本（道路・施設等）を速やかに復旧する必要がある。 	<p>◆<u>道路管理体制の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携を強化し、早急な施設の復旧に努める。 ・災害時に市道啓開の妨げとなる街路樹倒壊を防止するため、都市公園や避難道路沿いの街路樹を適切に維持管理する。

【重点項目】	
No. 21（6-3）地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
脆弱性の評価	推進方針
<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会を中心に、要配慮者への対応力強化、支えあう地域づくりを推進する。 ・地域住民の自助・共助による地域防災体制を構築するために、地域住民による自主防災組織の活動を促進する必要がある。 ・大規模災害時には、災害ボランティアが重要な役割を果たすため、平時から、災害ボランティアの受入れや円滑な活動ができるよう、体制を構築する必要がある。 	<p>◆<u>地域防災力の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会による防災活動を今後も継続するため、リーダーや後継者育成につながる研修会を開催する。 ・地域防災力の強化を図るため、自主防災組織への支援を強化する。（再掲） ・災害ボランティアの受入れや活動が円滑に行われるよう、関係機関との連携を強化し、災害ボランティアに関する活動を促進する。
<p>重要業績評価指標（K P I）</p> <p>■自主防災組織の結成団体数 112 団体（R1）⇒ 148 団体（R7）（再掲）</p> <p>■地域防災マップの作成団体数 無し（R1）⇒ 50 団体（R7）（再掲）</p>	

7 計画の推進と見直し

(1) 推進体制

本計画の実効性を高めるためには、全庁横断的な体制のもと、第6次小浜市総合計画をはじめとする各種計画とも整合しながら、計画を推進することが重要である。

また、地域の強靱化に向け、国や県、近隣市町、関係事業者、市民等との連携、協力体制を強化するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用など、平時から関係構築を進め、効率的な施策の実施に努める。

(2) 進捗管理

計画を着実に推進するため、毎年度、施策ごとの指標や関連事業などの進捗状況を把握し、必要なフォローアップを行う。

また、関連事業の進捗状況や各種取組の成果を踏まえ、市での予算化や国・県・関係機関などへ働きかけるとともに、施策の推進につなげるPDCAサイクルを構築する。

(3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直す。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであるため、国土強靱化にかかる他の計画については、それぞれの計画の見直しおよび修正などの時期にあわせて必要な検討を行い、本計画との整合を図るものとする。